

# ○あきる野市指定居宅介護支援事業者に対する指導監査に関する基準

令和3年9月22日適用

あきる野市介護サービス事業者等指導監査実施要領第6条の4に基づく文書指摘及びその他の指導を行う際の基準は、以下のとおりとする。

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合や改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指摘」とする。
B	口頭指摘	関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【凡例】次の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	法令・通知名	略称
1	介護保険法(平成9年12月17日第123号)	法
2	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)	施行規則
3	あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月26日条例第1号)	市条例
4	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚労省令38号)	省令第38号
5	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)	平11老企22
6	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年3月1日老企第36号)	平12老企36
7	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)	平12厚告20
8	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)	平21厚労告83
9	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)	平24厚労告120
10	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)	平27厚労告94
11	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)	平27厚労告95

## 目次

第1 基本方針		21 掲示	・・・ P15
1 基本方針	・・・ P1	22 秘密保持等	・・・ P15
2 指定居宅介護支援事業者の資格要件	・・・ P2	23 広告	・・・ P15
第2 人員に関する基準		24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	・・・ P15
1 従業者の配置の基準	・・・ P2	25 苦情処理	・・・ P16
2 管理者	・・・ P2	26 事故発生時の対応	・・・ P17
第3 運営に関する基準		27 虐待の防止	・・・ P17
1 内容及び手続の説明及び同意	・・・ P3	28 会計の区分	・・・ P18
2 提供拒否の禁止	・・・ P5	29 記録の整備	・・・ P18
3 サービス提供困難時の対応	・・・ P5	30 電磁的記録等	・・・ P19
4 受給資格等の確認	・・・ P5	第4 変更の届出等	
5 要介護認定の申請に係る援助	・・・ P5	1 変更の届出等	・・・ P19
6 身分を証する書類の携行	・・・ P5	第5 介護給付費の算定及び取扱い	
7 利用料等の受領	・・・ P6	1 基本的事項	・・・ P19
8 保険給付の請求のための証明書の交付	・・・ P6	2 運営基準減算	・・・ P21
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	・・・ P6	3 特別地域居宅介護支援加算	・・・ P21
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	・・・ P7	4 中山間地域等における小規模事業所の評価	・・・ P22
11 法定代理受領サービスに係る報告	・・・ P12	5 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価	・・・ P22
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	・・・ P12	6 特定事業所集中減算	・・・ P22
13 利用者に関する市への通知	・・・ P12	7 サービス種類相互間の算定関係	・・・ P22
14 管理者の責務	・・・ P13	8 初回加算	・・・ P22
15 運営規程	・・・ P13	9 特定事業所加算	・・・ P23
16 勤務体制の確保等	・・・ P13	10 特定事業所医療介護連携加算	・・・ P24
17 業務継続計画の策定等	・・・ P14	11 入院時情報連携加算	・・・ P24
18 設備及び備品等	・・・ P14	12 退院・退所加算	・・・ P25
19 従業者の健康管理	・・・ P14	13 通院時情報連携加算	・・・ P25
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	・・・ P14	14 緊急時等居宅カンファレンス加算	・・・ P26
		15 ターミナルケアマネジメント加算	・・・ P26